

令和 8 年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務

2 業務目的

本業務は、外国人来庁者を含む全ての来庁者の利便性向上を図るため、庁舎内に設置されている既設案内サインについて、英語表記の追加並びに視認性及び可読性の向上を図るとともに、案内機能の向上を目的として改修を行うものとする。

なお、改修にあたっては、来庁者が容易に目的地及び案内内容を認識できるように、文字サイズ、字体、配色、コントラスト及び設置位置等に配慮し、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた案内表示とする。

3 履行場所

内子町役場 本庁舎 及び 町民会館

所在地：内子町平岡甲 168 番地

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 提案条件

本プロポーザル応募者は、実施要領に基づき事前に現地確認を行い、その結果を踏まえ、仕様書及び対象サイン一覧に基づき、英語表記の追加及び案内性向上の観点から、既存サインの構成（分割、統合又は再構成）、表示内容、寸法、数量、配置及び設置方法等を総合的に検討し、提案及び見積を行うものとする。

6 業務内容

受注者は、本仕様書及び提案書の内容に基づき、既設案内サインの改修に係る調査、デザイン、製作、撤去及び設置を行うものとする。また、業務の実施に当たっては、庁舎全体の案内性向上を目的とした改善の観点を踏まえ、設計・施工を行うものとする。

(1) 現地調査

受注者は、提案時に実施した現地確認の内容を踏まえ、詳細な設計又は施工に必要な場合は、追加の現地調査を実施するものとする。

(2) デザイン作成

受注者は、現地の状況を踏まえ、庁舎内における案内性及び利便性の向上を図るため、次に掲げる事項に配慮したデザイン案を作成し、発注者の承認を得ること。

なお、デザイン案の作成に当たっては、既存サインの表示内容の更新にとどまらず、利用者の動線、視認性及び誘導性を考慮し、必要に応じてサインの配置、構成又は設置方法（壁付け、突出、吊り下げ、透明パネル化、フレームレス化等）を含めて検討すること。

ア 日本語及び英語を併記すること。

イ 高齢者及び外国人来庁者にも分かりやすい表示とすること。

ウ 視認性及び可読性に優れたレイアウトとすること。

エ 庁舎景観との調和に配慮すること。

オ ユニバーサルデザインフォントの使用に努めること。

(3) 英語表記

英語表記については、行政機関等で一般的に使用される適切な表現により翻訳案を作成するものとする。受注者は作成した翻訳案について発注者の確認及び承認を得るものとし、発注者から指示があった場合は修正するものとする。

(4) サイン製作

発注者の承認を受けたデザインに基づき、サインを製作すること。使用材料は、耐久性、保守性及び安全性に配慮したものとすること。加えて、将来的な組織名称、配置その他案内表示内容の変更に 대응できるよう、表示内容の更新及び修正が容易な仕様とすること。

(5) 既設サイン撤去及び新規設置

受注者は、既設サインの撤去（取外し、搬出及び処分を含む。）及び新規サインの設置（取付け、固定、調整等を含む。）を行うこと。なお、既設サインの撤去及び処分に係る費用並びに新規サインの設置に係る費用（取付け費用を含む。）は、本業務に含むものとする。

また、撤去に伴い壁面等に軽微な損傷が生じた場合は、受注者において補修を行うこと。

(6) 安全管理

作業に当たっては、来庁者及び職員の安全確保に十分配慮し、必要に応じて養生、安全対策等を講じること。また、庁舎業務への影響低減に配慮し、騒音又は通行制限を伴う作業等については、必要に応じて閉庁時に実施すること。

なお、騒音を伴う作業については、事前に発注者と協議すること。

7 対象サイン

対象サインの設置位置、内容、数量及び既設サインの参考寸法は、別紙「対象サイン一覧」のとおりとする。なお、同一覧に記載の内容は既設サインの参考であり、設置位置、製作寸法及び設置方法を指定するものではない。

受注者は、現地状況、利用者の利便性、視認性及び可読性を踏まえ、必要に応じて発注者と協議の上、設置位置、設置方法、表示内容、寸法及びレイアウト等について見直しを行うことができるものとする。

また、関係課からの要望等により新規サインの追加が必要となる場合、又は設置方法、仕様若しくは構造の変更が著しく大きい場合は、本業務の範囲外とし、必要に応じて別途協議の上、契約変更により対応するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

8 成果品

受注者は、業務完了後、次に掲げる成果品を提出すること。

- (1) 完成写真 一式
- (2) サイン一覧表 一式
- (3) デザインデータ 一式（編集可能なデータ）
- (4) 英語表記一覧 一式
- (5) その他発注者が指示するもの

9 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たり、関係法令、条例、規則等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を実施するものとする。

10 著作権等

本業務の成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有する著作物等については、この限りでない。

11 守秘義務

受注者は、本業務に関して知り得た情報を、発注者の承諾なく第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

12 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。